**生活習慣病管理料（Ⅰ）**月に1回に限り算定

１　脂質異常症を主病とする場合　　610点

２　高血圧症を主病とする場合　　　660点

３　糖尿病を主病とする場合　　　　760点

糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者でインスリン製剤を使用していない者に限る。）に対して血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は血糖自己測定指導加算として年に1回500点を加算する。

「３　糖尿病を主病とする場合」を算定する場合にあっては、在宅自己注射指導管理料を算定しているときは算定できません。

**【管理料に含まれる診療行為】**

生活習慣病管理料（Ⅰ）に含まれる点数

・外来管理加算

・第2章第1部　医学管理等（糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料、糖尿病透析予防指導管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料を除く）

・第3部　 検査

・第6部　注射

・第13部　病理診断

**生活習慣病管理料（Ⅱ）**月に1回に限り算定

生活習慣病管理料（Ⅱ）　333点

情報通信機器を用いた場合　290点

【対象患者】

入院中の患者以外の

・脂質異常症

・高血圧症

・糖尿病

を主病とする患者。

糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していない者に限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、血糖自己測定指導加算として、年に1回500点を加算する。

　生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した日の属する月から起算して6月以内の期間は、生活習慣病管理料（Ⅱ）は算定できません。

**【管理料に含まれる診療行為】**

生活習慣病管理料（Ⅱ）に含まれる点数

・外来管理加算

・第2章第一部第一節　医学管理等（外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料、糖尿病透析予防指導管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料、ニコチン依存症管理料、療養・就労両立支援指導料、プログラム医療機器等指導管理料、診療情報提供料（１）、電子的診療情報評価料、診療情報提供料(2)、診療情報連携共有料、連携強化診療情報提供料、薬剤情報提供料を除く）